

峰崎直樹君 日本社会党・護憲民主連合の峰崎でございます。

予定の日よりも三日おくれましたので何となく待たされたかなという感じですが、時間も貴重でございますので早速進めたいと思います。

待っている間にいろんな情報が飛び込んでまいります。けさの東京新聞の第一面に、朝鮮半島有事を想定し米軍が自衛隊基地を調査しておる、臨時基地にするんじゃないか、小松など四カ所を選定し、これは集団的自衛権の論議にも発展しかねないんじゃないか、こういう大きな見出しで出ておったわけでございます。

事前に通告をしていた内容とは少し変わって新たに追加することになりますが、総理、このことについて御存じでございましたでしょうか。

国務大臣（羽田孜君） 報告は知っておりますけれども、米国は日米安全保障条約の信頼性の維持の向上の点から、日ごろからの効率的な運用を確保するために、各種の研究ですとか調査ですとか、あるいは自衛隊との情報交換、こういったことをやってきておりまして、これに対して自衛隊も協力しておるということであります。

今回の飛行場の調査もこれまでと同様の趣旨であるというふうに私の方は理解をいたしておるところでございます。

峰崎直樹君 この今の時期に、総現今おっしゃられたような一般的な調査を行うというのがどうもよくわからないんです。今これだけ朝鮮半島有事の問題で国連で制裁が行われるかどうかというときに、恐らく一朝有事の際にはどういうことがあるのかと、こういうふうに私どもは今回の調査があるんじゃないかというふうに見ているんです。どうも今の総理の答弁ではちょっと納得できないんですが、この時期になぜ今言ったような調査があるのか。

これ、防衛庁長官にもお尋ねしてみたいと思うんですが、事前にそういった点についてどういう調査かという確かめをされたことがございますか。

国務大臣（神田厚君） お答えいたします。

年に一、二回の割合で自衛隊の基地を調査するということは、今、総理大臣がおっしゃいました安保の効率的な運用の件でやっておりますので、そういう点で今回もやられたということは聞いております。

峰崎直樹君 今回の調査の内容をお確かめになりましたですか、防衛庁長官。

国務大臣（神田厚君） 今回の件については、具体的な報告は来ておりません。

峰崎直樹君　そういう報告は来ていない。これは我々としては、今一般的な調査だということではどうもやっぱり納得できないのです。これぜひ中身について確かめてみる、そして本当にこれは一体どういうことになっているのか、防衛庁、その辺もし内容がわかっていたら教えていただきたい。

政府委員（村田直昭君）　本件の調査は、総理、防衛庁長官からも申しあげましたように、通常、年に数回行われているものの調査でございます。そして、米軍基地につきましては、当然のことながら米軍が既に供与を受けて使用しているわけでございますから、そういう基地も今回は含まれているようでございますけれども、既に六月十三日から十六日の間に千歳、松島についてそのような調査が行われたということは報告を受けております。

具体的に、米軍がその中でどのようなことについて関心を示し調査をしたかということについてははまだ報告を受けておりませんが、それは米軍が航空自衛隊側といろいろと調整をしながら進めておると考えております。

峰崎直樹君　今ちょっと回数を聞き漏らしたんですが、年に何回ぐらい一般的にはやられているんですか。

政府委員（村田直昭君）　先ほど申しあげましたように、年に一、二回の割合でこのような調査が行われておるということでございます。

峰崎直樹君　もし私の耳に間違いなければ数回というように話を聞いたんですが、定期的な調査というのは一、二回なんですか、数回なんですか、どちらなんですか。

政府委員（村田直昭君）　数回と申しましたが、一、二回というふうに御理解いただきたい。

峰崎直樹君　一般的には、過去、調査というのはどのようなことを調査されているか、それは今ここで答弁できませんか。

政府委員（村田直昭君）　航空基地の調査でございますから、もう基本的に米軍が使っておるところはみずから知っておるわけでございますが、その航空基地の、自衛隊の基地について言えばその広さであるとかそれから滑走路長であるとかそういうことでございませぬけれども、具体的にはちょっと申しかねるわけでございます。

峰崎直樹君 総理、かねてから米軍に対する自衛隊の後方支援、総理は我が国の参加はこれは難しいという判断をされておられるんですが、その点は変わりはありませんか。後方支援については難しいということで答弁をされておりますが。

国務大臣（羽田孜君） 武力行使、こういったものについての参加というものは私たちはできないというふうに理解をいたしております。

峰崎直樹君 どうもこの中身がいま一步釈然としないんですが、我々としてはぜひ平和的な方法で解決をしてもらいたい。こういうふうに進んでいるときに、こういうような疑わしい行為といいますか調査が行われるということについて、総理、どのようにお考えになりますか。

国務大臣（羽田孜君） まさに国連としては、I A E Aの脱退というものを北朝鮮がされたということで、いわゆる決議というものをつくる動きというものがあることはもう御案内のとおりであります。そして、その後、カーターさんが行かれる、あるいはその前にカーネギー財団の方が行かれる、社会党、自民党の皆さん方が行かれるというような今新しい動きというのは起こってきておるわけでありましてけれども、しかしこの間、I A E Aを脱退したという中であって、国際社会というのはそういう対応をしようとしておる。しかしそのときにも、対応をしようとしながらも、しかしあくまでもその対話の道というものは開いておるんだということを言っておるわけでございます。国連も国際社会も私もやはり対話によって道を開くということが最も大事なことであります。しかし、動き方いかんの中にあつての作業というのは今日続けられておるということはある得るんだろうというふうに思っております。

峰崎直樹君 ぜひともその点について、今後とも従来の態度をしっかりと持って対応していただきたいというふうに思います。

さて、私はきょうの新聞でもう一つ税制の問題について入っていきたいなと思っております。その際、本日の日本経済新聞の経済教室に、加藤寛慶応大学名誉教授、この方は政府税制調査会の会長でございますね。藤井大蔵大臣、そうですね。

国務大臣（藤井裕久君） そのとおりでございます。

峰崎直樹君 私は大変興味深く読ませていただいたんですが、これを読んで、実はこれから税制改革の論議をしようというときにこのまま本当に我々は税制の議論を続けていいのかどうかということをお大変痛感した箇所がございます。

今、大蔵大臣がお読みになっていますが、上から二段目の最初の三行目、「このように税

制改革には外からの無視できない雑音が多い。」と書いてあります。

その「雑音」の前をずっと読んでいただくと、これはどういうことを書いているかというと、例えば税制改革の中で、今ヨーロッパで行われている厳格なインボイス、この方式を入れた方がいいんじゃないのか。私も政府・与党時代に税制の調査会の中の委員としていろいろと勉強をさせてもらって、どうもやはり日本のように免税点が高過ぎると、仕入れの間で免税業者が入ってくるとこれは大変だというのはよくわかるんです。しかし、そこから益税が出ているということは先日の主税局長の答弁でも明らかなんです。そうすると、これを何とかしなきゃいかぬという議論は当然これは立派な議論だと思うんですね。我々もその議論をしております。あるいはそれ以外にもたくさんのことを指摘されております。そういう議論について、「このように税制改革には外からの無視できない雑音が多い。」という、その「雑音」というのは、これは私は見過ごすことのできない意見だと思うんです。

というのは、このような方が政府税調の会長をやっておられる。我々もまさに与党であれ野党になったといいながらも本当に一生懸命税の問題を今議論しておるときに、その中のいろんな議論のやりとり、これはいろいろあるでしょう、政府税調の中でも恐らくあったと思うんですよ、そういうものに対して「雑音が」という表現されることについて、私はどうしてもこれは納得できないんです。

これは総理に任命権ございます。ぜひこの点について、総理、この加藤さんのこの表現についてどう思われますでしょうか。総理大臣からひとつ。

国務大臣（羽田孜君） 確かに、私が任命権者ということでございます。加藤寛さんという先生は、割合とざっくりばらんにいろいろと議論されたりあるいは問題提起される方で、まさに今そういう問題について御自分の感じを、「雑音」という言葉はこれは会長としては私も余り適切だとは思いません。しかし、そういうボールを投げたことによってまたこれは大変な議論がこうやって出てくることでもございまして、私は議論というのは相当深まっていくんじゃないのかなと。例えば、この新聞は委員がごらんになっただけじゃなくて当然税制の委員の皆さんもごらんになるわけでもございますから、その意味では私は表にもいろいろと議論が出ていって、これはただいけないうと責めるだけじゃどうなのかなというふうに思います。

峰崎直樹君 総理、私まだ国会議員になる前でしたけれども、この方は老人ホームでウナギのかば焼きを出しているとか、実際調査されたかいろいろ議論があるところなのかもしれないんですが、大変福祉関係者の中からも、このような方が税制調査会の会長をやられていることについてはどうなんだということを私も耳にしたことがあるんです。

そして、こうして真面目な議論を展開している。しかも、これはインボイスを入れた方がいいと言う人は、れっきとした学者もたくさん言っていますよね。その方々に対して今、

いや論議を発展をさせるためにその「雑音」とう　　論議をする場ならいいんです。だけど、これは立派な論文を書かれているんです。しかも、これは日本経済新聞という日本の一流新聞の中の経済教室で、多くのインテリ、専門家が読んでいるんですよ。これについて、今あったような答弁で私は納得できないんです。再度。

国務大臣（藤井裕久君）　今、会長の任命権者である総理からお話でしたが、この税制調査会は全体として非常にまじめに議論していただいておりますし、特にこの委員会での連日のやりとりはもうお聞きになっているとおりでございまして、中小企業の特例あるいはインボイスなどについて御議論があったのに対して、入ったときにはそれなりの経緯はあるけれども、いろいろ問題があると思っております、税制調査会の御意見も伺いながら対応したいということをおし申し上げているわけでありまして、私どもはこれはまじめに対応しているつもりでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

委員長（井上吉夫君）　速記をとめて。

〔速記中止〕

委員長（井上吉夫君）　速記を起こして。

国務大臣（羽田孜君）　確かに、これはだれもが読む新聞、そういったことから、この「雑音」という言い方は会長としての座にある方の言葉としては不適切なものであろうというふうに思っております。御本人にこれを聞かなくても、もう新聞に出ちゃっていることですからあれですけれども、これは私の方から御注意申し上げたいというふうに存じます。

峰崎直樹君　私ども社会党は昨年与党になって、そして苦しいながらも、米問題であれ税制の問題であれ、本当に責任を持って対応していかなくやいかぬ、こういう姿勢で私たちは随分これまで論議を進めやってまいりました。これからは我々は責任を持ってやる以上、特に税制改正あるいは北朝鮮問題というのは今大変大きな問題でありますので、ぜひとも本当に真剣に対応してもらいたい。そしてこのような、ある意味ではまじめに議論することを侮辱するようなそういう発言をするような、政府税制調査会の会長という要職にある方ですから、ぜひとも総理の方からも大蔵大臣の方からもよろしくお願ひしたいというふうに思っています。

さて、本来、景気の方からお話をしようかと思っただんですが、せっかくですから税制の方から私の方で以下質問させていただきたいというふうに思っています。

いよいよもう六月の末という日程が参ってきているわけでございますけれども、今回税制改正と言われているもののねらいというのは一体どこにあるのか、目的について総理の

方からあるいは大蔵大臣の方からお願いいたします。

国務大臣（藤井裕久君） 今回の税制改正は、もう既に入りかかっておりますけれども、長寿社会を安定的に持っていくためにその御負担をいただいて、またこれからいただくであろう国民の皆様の御負担の関係がスムーズにいくようにと。それにはやはり、私どもとしては、現行所得税というのがいわゆる超過累進という言葉で言っているのかもしれませんが、急勾配に増大する、そういう仕組みの中でこの御負担をお願いするよりは、消費課税という形で広く御負担をいただく方が来るべき経済社会を活性化させるために必要である。こういう認識のもとに去年の細川内閣以来取り組んでまいり、税制調査会にも御諮問をし、その答申を十一月にいただき、その方向がおおむねの方向として是としておられるその線に従って、現在、現内閣もこれを引き続きそういう方向で努力をしているところでございます。

峰崎直樹君 今、重税感のお話をされたんですけれども、GNPに占める租税負担、これは社会保険の掛金を除きますが、国際的に見てOECDの中では第何位ぐらいでしょう。これは大蔵省の方に聞いた方がいいんでしょうか。

国務大臣（藤井裕久君） しっかりした順番ではございませんけれども、スウェーデン等々が七十数%でトップであり、引き続いてフランス六十数%、ドイツ、イギリス五〇%台、そしてアメリカと日本が三〇%の後半、こういう状況でございます。

峰崎直樹君 今のは租税だけでございますか。

国務大臣（藤井裕久君） 租税及び社会保険料負担のいわゆる公的負担の総計でございます。

峰崎直樹君 もちろん国際比較をするときには当然そういう物差しが常識だと思わんですが、私は租税だけの負担を実は聞いておる。

政府委員（小川是君） 我が国の租税負担率が平成六年度の予算ベースで国民所得に對しまして二四・一%でございます。アメリカが平成四年度で二五・七%、イギリスが三七・二%、ドイツ、西ドイツでございますが、平成二年ベースですが二九・四%、フランスが三三・七%、ちなみにスウェーデンが五二・八%。

以上でございます。

峰崎直樹君 そのように考えてきたときに、GNPに対する負担率を見たときに、租税

だけを見たときに、私は、なるほど例の八百万から一千万ぐらいのちょうどブラケットが非常に狭まっているところが確かに重税感が、賃金が少々上がっても収入が上がっても、高くなるというのはよくわかるんですけども、どうも私ども源泉徴収をされているサラリーマンにとってみると、重たくなってきたという負担の重みというのは社会保険料の掛金も含めたトータルじゃないかなと思っているんです。

さて、その社会保険料の掛金について、まず大蔵大臣、これは性格としたらどういうふうにお考えでしょうか。

国務大臣（藤井裕久君） 公的な負担であり強制的な負担である意味において租税に準ずるものと考えております。

峰崎直樹君 今、租税に準ずるものと。人呼んでこれを賃金税と言う人もいるのですが、さて厚生大臣、この社会保険料、どうも私は重税感というその負担の問題はそこに一つあるような気がするんです。

この社会保険料の掛金というのは、私は非常に、何といいましょうか、逆進性が強いんじゃないかなと。あるいは国民年金の掛金なんかになりますと、払っていない人もたくさんいるんじゃないかと。そういう意味で、どうもこの年金と言われているものの掛金が、大変多くの矛盾を抱え、なおかつ今申し上げたように逆進性というそういう問題をやはり色濃く持っているんじゃないかというふうに思うんですが、この点、厚生大臣の御見解を。

国務大臣（大内啓伍君） 今御指摘のように、税と保険料というのは源泉徴収で一緒に取られるケースがほとんどでございますので、非常に混同されやすいのでございますが、年金の保険料等をごらんいただいておりますとおり、一定の保険料を納めまして、その保険料に見合ういわゆる給付というものを受けるということが基本になっているわけでございます。したがって、一般的な用途に充てるという税の負担に比べては受益と負担の関係というものが非常に明確であるということが私は税と保険料の相当の差であると思っております。

先生御指摘のような逆進性という問題も確かにございまして、そういう面はできるだけ改善するように努力し、またそれは、保険制度だけではなくていろいろな社会保障施策の中でカバーしなければならないという組み合わせの問題が一つはあるわけでございます。

したがって、税の場合は用途が限定されておりませんので保険料とは全く違って一般的にこれが使われる、あるいは保険料に比べまして税の方がずっと累進性が高い、それから、税の場合は景気変動の影響を非常に受けるが保険料の場合は割合に受けない、といったような諸点の違いがあると思っておりますが、逆進性の問題についてはいろいろ改善しなければならない問題がなお残っている、こう思っております。

峰崎直樹君 今おっしゃった点ですが、私がどうも納得できないのは、積立方式ではなくて賦課方式の一種でございますから、自分らが払ったものがやがて返ってくるんですよ。

ある意味では、世代間の問題でとらえたときに、どうも将来の年金に対する、これから年金改正の問題があるんでしょうけれども、私はやはりそういう意味では、現在も基礎年金に税が三分の一充当されているんですけれども、そういう基礎年金部分に充当する部分について、できるだけやはりそれを税でもって負担をした方が社会的公正という観点からは望ましいんじゃないかと思うんですが、この点は大蔵大臣からお聞きした方がよろしいでしょうか、どうでしょうか。

国務大臣（藤井裕久君） こういう社会保障政策を保険方式でやるか税金方式でやるかというのは、おのおのの国の歴史があると思います。

御承知のように、フランスは非常に多くの部分を保険方式によっております。したがって、今説明しましたように、フランスとして全体六十数%の負担であっても社会保険料の負担のウエートは非常に高いわけです。これはみんな歴史をしょっていると思います。

我が国は、長い間の歴史と、いろいろな先人たちの御検討の結果、医療、年金については保険方式を基礎とする、こういう一つの仕組みができ上がっていると思います。そして、それはほぼ長い先人たちの合意の結果できたものであると考えておりますので、今の方式を私は一応正しいと考えて、御理解をいただきたいと思います。

峰崎直樹君 まだいろいろと議論しておきたい点がたくさんあるんですが、時間の関係で、私は心しる税の一元化を図った方がいいのではないかとこのうに考えている一人だということを申し上げておきたいと思います。

さて、減税の問題についてちょっとお聞きしたいと思うんです。

これは、先ほどの加藤寛さんも、六兆二千億円の減税そのものは、最近になって景気がよくなったものだから、減税をその分やらなくてもいいというような意見を出している人がいるというふうにおっしゃっているんですけれども、まずお聞きしておきたいのは、今回の減税の性格、これは一体どういうふうにとらえたらいいのか。

国務大臣（藤井裕久君） 税制改革の物の考え方について冒頭御質問がありました。

私は税制改革の中で所得税減税というのが一つの大きなファクターだと思っておりますが、本年、平成六年、院におかれまして早々に上げていただきましたこの減税は景気対策であるというふうに理解をしていただきたいと思います。

峰崎直樹君 そうすると、景気について少しお伺いしたいと思うんですが、経企庁長官、最近の景気についてどのようにお考えでしょうか。

国務大臣（寺澤芳男君） やはり設備投資はずっと減少しておりまして、企業収益も減少しております。したがって、雇用の実態については非常に厳しい局面を迎えております。

ただ、一方、公共投資が非常に堅調であり、なおかつ住宅の建設が年百五十万戸というペースで非常に確実に伸びておりますのと、それから個人消費にもやや持ち直しの動きが見られ、さらに産業面でも在庫調整が進展してまいりまして、これまで停滞傾向にありました生産面に一進一退の動きが見られるということから、我が国の経済は、総じて低迷が続いているものの一部に明るい動きが出てきたというふうに判断しております。

峰崎直樹君 恐らくこの六月でまた減税分が返ってきますから、それでまた景気刺激効果はプラス効果が働くだらうと思うんですが、いわゆる景気浮揚のための減税だとうおっしゃられるんですが、その中には物価調整減税というのが、過去四年になりますか、この間のいわゆる物価調整に対する減税はなされておられませんですね。それに対する性格はそこに入っているのかいないのかということについては、いかがですか。

国務大臣（藤井裕久君） 今回の減税は、皆様方からいただく、またいただいた税額の一律二〇%をカットするものでございます。そういう意味において、はっきりと景気対策の減税であるというふうに御理解をいただきたいと思えます。

峰崎直樹君 私どもは景気浮揚のための減税を要求してきた経過がございます。景気がある程度の上昇をし始めたとき、さらに継続して引き続きこれをやっていくべきなのかどうなのかというような点について、もう一つは、国際公約であるのかどうか、去年の七月のサミットのときにはこの問題についてはどのような観点でとらえられたのでしょうか。これは総理から。

国務大臣（羽田孜君） サミットのときにも当然ポリシーミックスなんということの中で減税なんという話もあったかもしれませんが、これは全体として、日本としてはこういうことがあるのかなという議論はその後もあったことは事実であります。しかし、国際公約というよりは、今の藤井大蔵大臣がお答えしたことにもう一つ加えるならば、やっぱり税制というもののあり方、これを是正していくという重要な第一歩であろうというふうに私どもはとらえながらこの間の対応というものをしたことであります。

ただ、各国は、それによって景気が浮揚してもらいたいな、その中であんな政策もこんな政策もとるべきじゃないか、お互いに議論するときの中で出てきていることでありますけれども、これはやっぱり我が国自身の問題としてとらえていくべき問題であるということでもあります。

峰崎直樹君 くどくどそういうことを申し上げてきたのは、十五日の産経新聞の夕刊に、米財務長官が大蔵大臣に厳しい書簡を送ってきた、消費税値上げは凍結してもらいたいと。これは事実なんですか。もっているんですか。

国務大臣（藤井裕久君） 私どもは、政策協調というものが非常に重要な要因だと考えておりますから、それは世界経済のためにも日本経済のためにも必要であると考えております。

私がかこの場に就任してから三回G7がございましたし、さらにG7という公式の場のみならず、電話なり文書で常日ごろからこの交換はいたしております。

峰崎直樹君 この書簡、具体的に記載されている書簡は来たんですか。

国務大臣（藤井裕久君） これはG7各国蔵相の申し合わせというか話し合いによって、一つ一つについてどういう形式であるいはどういうレベルで何を言ったかということ、特に相手方のことについては言わないという約束になっております。私も相手方からその信頼にこたえるようにやっていたいておりますので、その点はお許しいただきたいと思っております。

峰崎直樹君 問題は、要するにアメリカ側が言っているのは、減税をやれ、そして景気刺激をして特に対米貿易摩擦を解消しろと。目的はそういうところであって、そのときに恐らく、減税はするけれども消費税の引き上げを、しかも後でまた七%とか一〇%とかいう議論が出ていますが、そういうふうなものを出したのではこれは景気の刺激効果にならないんじゃないのかといったような趣旨があるんじゃないかと思うんですよね。この点はどうなんですか。

国務大臣（藤井裕久君） 冒頭申し上げましたように、私どもが私どもの国の経済政策としてやろうとしていることは、あるべき税制のあり方をやろうとしているわけでございます。これがまず基本だということを申し上げなければならないと思います。

それについて、平成六年の減税はそれを先行して、総理のお言葉にもございましたように、将来の減税の第一歩であると同時に、景気対策に配慮をしたものであります。その景気対策というのは当然のことながら国内対策としてやっているわけでありましたが、同時に、今世界の政策協調からいえば日本の政策だけが世界にさお差してはいけないわけでありまして、日本に今求められているものは何かといえば内需の拡大であり、経常収支の大幅黒字の縮小でありますから、そういう政策を実行する過程で今の減税政策もとった、こういうことでございます。

峰崎直樹君 そうすると、そういういい方向が出ているということがはっきりすれば、何と言いましょうか、減税の規模も今年度はもちろん二〇%の制限がございますが、戻し税といえますか、そういう税制ですが、そうすると、六兆二千億円ということは将来的には前提をしなくてもいいというふうには考えられませんか。

国務大臣（藤井裕久君） 今後の本格的減税は特別減税法で全会一致で恒久的な減税をすべきであるという御決議というか、修正もいただいているわけではありますが、これはあるべき税制の方向であります。景気対策としての税制とはそこでは違う面がありますので、今のような御指摘が出るのだと思います。と思いますが、あるべき税制の内容をこれから最終的に詰めていく。税制調査会も御答申をいただけたらと思いますが、おおむね同額程度のものになると考えております。

峰崎直樹君 その際に、経企庁は今年の、まあ懲りたといえますか、景気回復宣言があるから非常に慎重なんだと思うんです。日銀総裁はきょう呼びしていませんが、日銀の方は景気はかなり上昇過程に入っているというような認識を示していますね。そういうものの要素というのは、今度いわゆる六兆二千億円、確かに全党一致でやったということはあるけれども、今後その点について、景気というのは減税なり税制改正というものに制度減税において考慮されないんでしょうか。

国務大臣（藤井裕久君） ただいまもお答えいたしましたように、基本的な所得税減税を考える場合、まだ税制調査会の御答申もいただいておりますし、そして御答申をいただいた後また皆様方といろいろな御議論いただくのでございますが、私どもの感じとしては、ほぼ同規模のものが基本的所得税税制改革になるものと想定を一応いたしております。

峰崎直樹君 私ども制度減税に向けて今いろんな方々と議論をしているんですけども、その中で今回ちまたで言われている、あるいは政府税調の機械的試算の七、八、九、一〇というものが出されてきて、その影響を、つまり減税の恩典は余りこない、しかし税率アップによって負担は重くなる、そういう層からは、今消費税率の機械的な試算が出ているけれども、我々としては減税をするために消費税率を上げるような、そうではないということは先ほど来わかっている点はたくさんあるんですけども、結果的にはそういうものになっていくことに対する非常な不満があるわけでありまして、その点をひとつ考慮して今後も検討していただきたいというふうに思います。

さて、きょうはもっとたくさんのお話をしたかったんですが、関連質問がありませんのでちょっとお許しください。

委員長（井上吉夫君） 関連質疑を許します。一井淳治君。

一井淳治君 お許しをいただきまして、関連質問をさせていただきます。

まず、総理にお伺いいたします。

ウルグアイ・ラウンド農業交渉はまさに断腸の思いで受け入れたのであり、今後の国内農業政策はこの断腸の思いを決して忘れずに万全を期していかなばならないのではないかとと思いますが、総理の御見解を伺いたいと思います。

国務大臣（羽田孜君） ウルグアイ・ラウンドで協定というものを成功させるために、私どもとして、国会の決議等を基本にして国内で自給することを旨にしながらも、しかしある程度のアクセスを認めざるを得なかったということでありまして、これを認める以上、農業というのはこれはまさにお米までが競争にさらされるということになる、これを考えなきゃいかぬだろうとっております。

その意味で、こういった農業というものが本当に足腰が強くて二十一世紀というものを展望できるようなもの、これをこの機会にやることが大事であろう。ですから、マラケシュ合意と同時に、現在抱える例えば農村に後継者がいないというような問題、そういった本当にやろうという人たちにやる気を起こさせるものをこの機会にともやっておくことが大事であろうというふうに考えております。

一井淳治君 結論的に、万全を期していただけるんですね。

国務大臣（羽田孜君） 万全を期すように私どもとしても徹底して努力をしたいというふうに思っております。

一井淳治君 緊急農業農村対策本部のもとにおいて関連諸制度、諸施策、そして予算等について今後万全を期していただきたい、重ねてお願いいたします。そして、このウルグアイ・ラウンド交渉につきましては、あと国会の批准という重大な課題が残されております。この関連諸制度、諸施策、あるいは裏づける予算が不十分な場合には批准がなされないということも起こるわけでございますから、総理はこの点を念頭に置いて万全を期するよう重ねて要望しておきたいと思えます。

次に、ウルグアイ・ラウンド農業交渉国内対策のシーリング上の取り扱いにつきまして大蔵大臣にお伺いいたします。

現在、六年度予算の審議中でありまして、またその内容についても検討中の段階でありますから、政府として具体的に言及はできないという事情も一応理解することといたします。それならば、年末の予算ではウルグアイ・ラウンド国内対策にきちんと対処する旨、明確に大蔵大臣に答弁をいただきたいのでございますが、いかがでございましょうか。

国務大臣（藤井裕久君） 前回到引き続いての御質問でございますが、政府といたしましては、ウルグアイ・ラウンドの農業協定の実施に伴う農業施策につきましては、その影響を最小限度に食い止め、将来に向かって、二十一世紀へ向かっての農業構造の早期実現を図ることを基本としてこの「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」を昨年暮れに閣議了解したところでございますが、この基本方針に沿って、内閣総理大臣を本部長とし、私を含む関係閣僚を構成員とする緊急農業農村対策本部のもとで、農政審議会等の議論を踏まえながら鋭意検討が進められているところでございますが、政府といたしましては、今後この検討を踏まえ、所要の制度の整備や措置について万全を期する方針であり、今秋、協定締結につき国会の御承認を求める際に、あわせて必要とする立法措置等をお願いすることとしているところでございます。

財政当局といたしましても、このような政府の方針を踏まえて、対策に係る予算措置については適切に対処してまいり所存でございます。

一井淳治君 関連質問を終わります。

峰崎直樹君 また同じような質問に戻して大変恐縮なんですけど、何日か前の税の議論のときに、藤井大蔵大臣はクロヨンというのはないんだと、こういうふうにお答えになった。私どもこれから税制改正を議論するとき、とにかく消費税の引き上げに反対する人は多いんですけども、そのときに必ず出てくるのは、不公平な税制があるじゃないかと。その真っ先に出てくるのは、もちろん消費税の益税の問題はありますけれどもこれは後でやるとして、クロヨンと言われているものはどうなったんだと。これはよく聞かれるんです。それが無いということになると、私どもはそれはおかしいんじゃないのか、税の捕捉率は一体どうなっているんだと。

この点、水平的な捕捉の問題、公平の問題についてお聞きしたいと思います。

国務大臣（藤井裕久君） 過般の議事録をよく読んでいただければはっきり出てまいりますが、クロヨンという言葉は適切でないということを申し上げたつもりであります。なぜならば、もう皆さんもよく御存じと思いますが、夜遅くまで店を張って、夜疲れた体で記帳をして、そしてそれに基づいて申告をして納税する方々が数多くいらっしゃるという、これは現実であります。そういう中で、この言葉は、ある職種の人みんな四割脱税している、ある職種の人みんな六割脱税しているような印象を与えるという意味で、言葉が不適切であるということを私は申し上げました。

しかし、現実に適正な税の執行が完全に行われているのかということの御質問であれば、私ども国税庁長官のもとで五万の職員がまさにそのことのために日夜精励しているということもあわせて申し上げます。

峰崎直樹君 不公平税制と言われているものが、もちろん水平だけでなく垂直的な問題、あるいは世代間の問題、いろいろ観点を変えてやらなきゃいけないと思うんですが、本来であればその点ももっとあれなんです、きょうはぜひFRINGE BENEFITの問題について少しお聞きしてみたいと思います。

労働省にお聞きしますが、FRINGE BENEFITと言われているものの代表例と申しますか、一体それはどのようなものを労働省としてはおつかみになっておりますでしょうか。

国務大臣（鳩山邦夫君） FRINGE BENEFITというのは、一般的には賃金以外に事業主から労働者にいわば給料以外付加的に与えられるもの、そういうものの総称であると考えておまして、代表的な例としては、結婚の祝い金、災害見舞い金、財形給付等賃金以外の各種給付金、あるいは社宅の供与、低利融資制度、利子補給制度等住宅に関する経済的利益の供与、保養施設、文化・教養施設等各種の福利厚生施設などが考えられております。

峰崎直樹君 労働大臣、福利厚生だと思うんですけども、この果たしてきた役割というのはどのように評価をされますか。

国務大臣（鳩山邦夫君） 私は、やや私見がまじるかと思いますが、日本型の雇用形態、これは今後変化していく可能性は十二分にありますが、しかし日本型のこの長期継続、昔はそれこそ生涯を通じてということであったわけですが、こういう長期的な勤務形態というものは日本の経済の基本的な力であった。これから労働市場の流動化が高まっていくのはよくわかるし、新しい雇用の需要に対して人材がまた移動していかなければならないのもよくわかっておりますが、そういう日本型の雇用慣行の中で、やはり企業と勤労者の一体感が高まるという意味で勤労意欲を高めるためにも役に立ってきたことと思っておりますし、また実際に勤労者のゆとりとか家族サービスという面でも大きな効果があったと思っております。

峰崎直樹君 私も過去はそうだったと思うんです。しかし、だんだん、本来これは通産大臣とかといわゆる日本の経済のこれまでの発展の問題についてきょうは議論したかったんですけども、きょうは時間がありませんからあれしますが、労働大臣、その点で私は、これから従業員のFRINGE BENEFIT、これはいろいろ問題を持っているということをお願いしたいんですが、これからの雇用政策と申しますか、それは多様な選択が保障されるような、いろんな選択肢が保障されるような、そういうシステムに転換をするんじゃないかなと思っております。

その前にちょっとお聞きしておきたいんですが、今一番新しい社宅を特に例にとってみ

たいんですが、社宅ですけれども、東京圏でのいわゆる料金と申しますか、何平米ぐらいで一体どのぐらいの社宅の料金を取っているのか。これはおわかりでしょうか。

政府委員（征矢紀臣君） 申しわけございません。手元に資料がございませんで、正確な数字はお答えできないわけでございます。

峰崎直樹君 私の方で申し上げます。

これは今からかなり前、ちょっと年度がはっきりしませんが、数年前です。世帯用住宅で東京圏で平均的には二万七千二百円、その一企業が持っている社宅の平均的な標準的な広さは五十三・九平米、こういうふうになっています。

これはどうでしょう、かなり安いと思われませんか高いと思われませんか。この点、労働大臣どうでしょうか。

国務大臣（鳩山邦夫君） 今、数年前の数字とおっしゃいましたね。特にこれがバブルの時代であったとすれば極めて安いというふうに思います。

峰崎直樹君 今度は大蔵省にお聞きしてみたいんですが、社宅については一体どうであれば課税をされるんですか。本来、このフリンジベネフィットは原則課税のはずでございますね。

政府委員（三浦正顯君） 社宅についての課税関係についてお答えいたします。

社宅につきまして、その家賃が通常の賃貸料相当額に満たないという場合には、差額に相当する部分について給与所得として課税されることになっております。ただ会社が、当然でございますけれども、通常の賃貸料相当額を徴収している場合には、これは課税関係は生じません。

そこで、何が通豊かということにつきましては、一般的に社宅は福利厚生的な性格が強い、あるいは、社宅はそこにございますが、社員の方はいろいろ異動等もございまして住まいとしての安定性に乏しいとか、あるいは選択の余地が少ないといったような点で一般の賃貸住宅とその性格を異にいたす面もございまして、その算定に当たりましては、その社宅の敷地と家屋の固定資産税の課税標準額に一定率を乗じて算出するということになっております。

峰崎直樹君 どうもはっきりしないんですぞ……。

〔委員長退席、理事村上正邦君着席〕

ちょっとまたこれを規模を変えて調べてみますと、電気・ガス・熱供給・水道業、これは東京圏で五十八・三平米で平均的には一万一千百円、こうなっています。六十平米に満

たないところで一万一千円の家賃というのは、恐らくこれは破格に安いんじゃないでしょうか。あるいは金融・保険業、六十・七平米で二万二千七百円、一月。これは、本来であれば課税対象になりますでしょうかね。どうでしょうか。

政府委員（三浦正顯君） ただいま申し上げましたような特殊性を配慮してやっております、一般の賃貸住宅の賃貸料と社宅の額との比較を一般的に申し上げることはなかなか難しいわけでございますので、一概にはお答え申しかねます。

峰崎直樹君 今は内容を具体的に事前に払お話ししてなかったからなかなか答えにくかったと思うんですが、先ほど言った電気・ガス・熱供給・水道業あるいは金融・保険業というのは、いずれも大企業が多いということもあるんですが、政府の規制が非常に及んでいる産業なんです。ということは、私はそこに働いている従業員からもっと取れということを行っているんじゃないかと、その規制が及んでいるところは、自分たちのその中の利潤というか、そういうものをどうも従業員にFRINGE BENEFITで返していつているんじゃないのか、そういう傾向がどうもこういうものから非常に読み取れるんです。

もちろん、それを直ちに所得税で取ればいいのかどうかというのはあると思うんですが、もう時間もなくなってきたので、労働大臣、これはILO百十五号勧告でございますが、事前に言っておりませんでしたので私論み上げますが、労働者住宅勧告では、やむを得ない場合を除き使用者が労働者に住宅を提供することは望ましくないというふうにも言い始めているんです。OECDもそうです。

そういう意味で、FRINGE BENEFITの問題は、私も働いている人間の立場に立っていろいろこれまでやってまいりましたけれども、どうもそれでは律し切れない課税上の優遇措置、不公平というものが、今は社宅の問題を申し上げましたけれども、それ以外にもたくさん出ているんじゃないのか。

その点で、FRINGE BENEFIT問題というのは私は垂直的公平のところの観点で大変問題を持っていると思いますが、この点、最後に藤井大蔵大臣にお聞きして、本来は消費税の益税やいろんな問題についてもお聞きしたかったですけれども、私の質問を終わりたいと思います。

国務大臣（藤井裕久君） FRINGE BENEFITは、委員の論文も読ませていただきました。これはやっぱりそれなりのいろんな雇用関係から出てきていると思いますし、税に限定して言えば、極めて急勾配な税率構成というものがこういうものを促進したことも事実だと思います。

ただ、福利厚生的な面もございますので、これを今変えるということではないと思いますけれども、いずれ雇用形態がいろいろ変わってきた場合には検討すべき問題だと考えております。

峰崎直樹君 ありがとうございました。終わります。